

第	10	回								
住	民	の	自	治	・	統	治	研	究	会
ご	あ	ん	な	い						

文献購読(その2): 広原盛明著「日本型コミュニティ政策」

—東京・横浜・武蔵野の経験—(晃洋書房/2011年9月刊)

第II篇 開発主義国家体制下のコミュニティ政策

日本のコミュニティ政策の権力性を問い、国や自治体の政策破綻を提起する論争の書を読む2回目

報告者: 佃孝三(大阪自治体問題研究所研究員)

とき: 2012年6月16日(土)午後1時30分～

ところ: 大阪自治体問題研究所会議室(大阪グリーン会館5階)

前回5.12研究会の報告

◆事例検討「吹田市のコミュニティセンターの運営と市民」- 報告 齋藤伸吉さん(吹田市職労)
齋藤さんの報告から次の論点が挙げられる。

1) 吹田方式の公民館施策の問題とその代替措置としてのコミュニティセンター建設

吹田市では①小規模公民館を小学校区単位に設置する、②社会教育主事を配置しない、③地区連合自治会に管理委託し事務員を派遣する、④館長は地区有識者を市が非常勤職員として委嘱する。その結果①地域課題を学習し解決する社会教育が実施されなかった、②管理委託された団体が優先的に施設を利用する、③このような公民館問題の解決策がコミュニティセンター建設に求められた。

2) 先行2館のコミュニティセンターを巡る運動と反映の歴史

①住民懇は、コミュニティセンター建設に対して福祉部門では地域事務室の設置、コミュニティ部門ではともに学び・つくるまちづくり拠点とすることを目指し市民運動を展開した。②運動を反映し既存2館のコミュニティセンターは、福祉部門ではサービスセンターと合わせて地域事務室を配置し、コミュニティ部門では地元住民を集めコミュニティ協議会を設立し管理運営を委託し、役員長期化防止の規約を整備した。

3) 市長交代によるコミュニティセンター政策の変更 - 住民懇運動を無視した市の対応

3館目コミュニティセンター建設の駅前再開発ワークショップに住民懇も参加し要望活動も行ってきた。さらに、かねてより「私達も最初から議論に入って一緒に考えていきたいので、コミュニティ協議会が動き出す時には声を掛けてほしい」と要望してきた。ところが、吹田市は千里山住民懇の懇談の申し入れの時に、「まだ何も決まっていない」と発言していたのに、3日後には既に水面下で地縁団体だけで結成されていたコミュニティ協議会と市長の懇談が行われた。そこで協議会をNPOとし管理委託などが決められた。そこにはコミュニティに関する理念もなく「とにかく地元で考えてください」と、丸投げの対応であった。

4) 当面の対応

①コミュニティセンター設置条例の順守、②先行2館のコミュニティセンターの市民評価の取組み、③指定管理者の公正な選定と市民対象の事後評価の実施、④コミュニティ協議会への住民懇加盟の働き掛け、⑤全国の経験を学び、地域の共同を広げる運動を展開することで多数派形成を目指す。

【まとめ】選挙と首長交代の政策変更と権限のあり方

①コミュニティセンターなどの住民活動拠点を地元協議会に委託する場合、公共施設の性格を順守し、開かれた規約を定める、②市長交代であっても市政の継続性を維持し経過を尊重する、③以上を含め市長交代によっても政策上、過去の経緯、地域市民運動を含む政治状況を公正に考慮することが求められる。橋下維新の会を特徴とする選挙至上主義による政治権力行使の強制性、恣意性、閉鎖性の悪しき例と言えるのではないか。

当研究会は自主研究会ですので、参加者には資料代1回=500円の負担の協力をお願いしています。

主催=住民の自治・統治研究会 (06-6354-7220)